

議事の要旨

I 会議名	令和5年度 第2回 甲良町都市計画審議会
II 開催日時	令和6年(2024年)2月20日(火) 午前10時～
III 開催場所	甲良町保健福祉センター 研修室
IV 出席者	委員 甲良町都市計画審議会条例第3条に基づき組織される11名 オブザーバー 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課 事務局 甲良町 建設水道課
V 会長の選出	都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長は学識経験者がある者とし、委員の中から選挙にて選出を行う。委員の中に学識経験者が1名しかいないため、滋賀県立大学環境学部環境建築デザイン学科准教授の轟先生にお願いし異議なしの意見を委員のみなさんからいただきましたので会長を轟先生に決定する。
VI 議事	1 「豊郷甲良町都市計画道路(3・3・1号びわこ東部幹線(滋賀県決定))決定に対する回答」について (事務局) ・本日の都市計画審議会につきましては、全委員11人中9名の出席ということで半数以上の出席がございますので、都市計画審議会条例第6条第1項の規定を満たしておりますので、開議のほうで成立することを御報告申し上げます。 また、本日の審議会は公開となっております関係上、全ての発言を録音させていただきますので、あらかじめ御了承いただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。 それでは、開会に当たりまして、寺本町長より御挨拶を申し上げます。 (町長) ・皆さん、おはようございます。都市計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。私、1月26日から就任したばかりですので、詳しい中身は存じておりませんが、中身のある審議していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

- ・ありがとうございます。

それでは、甲良町の都市計画審議会条例の第5条第2項によりまして、会長が会務を総理することになっておりますので、以後の進行につきましては、会長より進めていただきますので、轟会長、どうかよろしく願いいたします。

(会長)

- ・おはようございます。轟でございます。よろしく願いいたします。今年度2回目の甲良町都市計画審議会です。議題は次第にあります諮問事項、国道8号バイパスについてご議論いただきます。

国道8号バイパスについては、甲良町都市計画審議会では、今回で4回目となります。事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

- ・本日、付議させていただきます議案は、諮問案件といたしまして、御審議いただくものが1件ございます。

諮問案件といたしまして、議題第1号、豊郷甲良都市計画道路3・3・1号びわこ東部幹線決定に対する回答について説明をさせていただきます。

豊郷甲良都市計画道路3・3・1号びわこ東部幹線の決定につきましては、滋賀県によって都市計画決定されるものでありますことから、これまで審議会での事前相談等含めまして御審議いただいた上、令和5年4月28日に滋賀県に甲良町原案の申出を行いました。

今回は令和5年9月4日付けで滋賀県原案に対する意見照会がありましたので、当審議会の御意見をいただきたく、諮問として付議するものです。

今回、皆さんにお渡ししています、こちら資料のほうは滋賀県の原案となります。また、緑色の付箋をつけさせていただいているところが、これまで行政協議としまして、滋賀県と協議していた内容がこちらのほうになります。また、ピンク色の付箋のほうをさせていただいていますところが、令和5年4月28日に行いました都市計画審議会での原案の申出において、町から県のほうに附帯意見をつけて、原案の申出を行った文書になります。

その次のページを開いていただきまして、その後、公聴会が開かれまして、公聴会意見に対する県の考え方ということで、今回、資料のほうをつけさせていただいています。また、参考資料といたしまして、今ちょうど行っています環境影響評価についての見解としても県のほうから出ていますので、今回参考資料としてつけさせていただいています。

なお、今回の都市計画道路の決定に関しましては、最終的には滋賀県都市計画審議会にて審議されますので、今回皆さんの御意見をお聞きして、意見照会の文書作成をしようと思っています。

なお、本日は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所様にも来ていただいていますので、何か質問等あれば、また回答していただけるのかなと思います。

以上が事務局より説明になります。

(会長)

- ・ありがとうございます。甲良町都市計画審議会では、この間、4回にわたり、計画内容等の御説明やそれらに関する御議論、御意見等をいただけてきました。

甲良町事務局または滋賀国道さんから、前回審議会以降のやり取りの状況について補足説明ねがいます。県市町意見照会と、公聴会のところです。

(近畿地方整備局)

- ・滋賀国道のほうから少し御説明をさせていただきたいと思います。私、滋賀国道事務所で計画課の専門官をやっております中川と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、緑の付箋のところでございますけれども、こちらは昨年度、令和4年度の春ぐらいから、彦根東近江に係る滋賀県庁の関係部局及び彦根市から近江八幡市までの各市役所様の関係部局の皆様が集まっていたいて、この彦根東近江全線ですね、今回この都市計画審議会については、豊郷甲良のみの会議になっておりますけれども、彦根から近江八幡市全線の図面を提示して、それを説明させていただいた上で、今後事業を進めていく上で気になる部分を各行政部局の皆様から御意見をいただいて、それを今後どういうふうに進めていくか確認させていただいているところでございます。

ページにわたる特記事項、たくさんあるところでございますけれども、この赤枠のものは、これは滋賀県の部局の中です。甲良町様の場合であれば、この緑の付箋のところはちょうどページ数12の1と書いてありますが、12の2、12の3と進んでいきまして、この12の4ページですが、赤枠で72番から85番のところ、甲良町様からの各関係部局の皆様から御意見をいただいているものでございます。一つ一つ説明すると、時間がかかりますので、簡単にかいつまんで説明させていただきます。

例えば、一番上の72番になりましたが、国道8号バイパスの機能としては交通渋滞の解消であることは承知しておりますが、甲良町への出入口としての箇所を主要地方道八日市甲西線、法養寺交差点付近に検討されたいと。アクセスの検討のお話等々いただいているところがありました。

こちらにつきましては、回答としましては、事業を進める中で協議調整をさせていただきますというお話をさせてもらいましたが、これは昨年度、甲良町様とも協議させていただきまして、もともと甲良町の中では1か所の交差点で接続する計画をしていた最後の都計審のときには、ハーフのランプで1か所ずつつけていけるような形に変更させていただいているところでございます。

そういったところで進められるところはその部分で進めさせていただくことになるんですけども、例えばなんですけど、79番、80番、81番とかになってきますと、例えば古墳を通るルートになっているとかいうふうなところにございましては、今段階ではまだしっかり僕らも把握できてない部分ありますので、今後、その工事に着手する前、要は事業を実施する段階で協議させていただきますというふうな形で回答させていただいているところでやっております。

この道路事業というものは非常に息の長いものでございます。今、この都市計画の手続を進めていただいているところでございますが、この手続が完了した後に事業化を行いまして、国の本格的な予算がついて事業を進めていくこととなります。

その事業化した後にもすぐに工事するのかといったらそういうわけではなくて、しっかりと測量とか地質の調査をした上で改めて設計をした上で必要な用地の幅を確認して、用地買収をした後に工事をするというところで、スパンが長いものになっております。

なので、そのときそのときでできる内容というのが変わってきているところございまして、そういったところも含めて、今後検討、今後進めていかなければいけないこと、約束事とかをこの一覧表でまとめさせていただいているところでございます。

こちらについては都市計画審議会の資料としても使われておりますけれども、国や県、あとは各市町様の関係部局様とも共有させていただいているものでございますので、御参考いただければと思います。

それで、都市計画審議会のお話なんですけれども、ピンク色のところのページでございますけれども、こちらは甲良町様から滋賀県様のほうに原案の申出というふうなところで、4月28日に提示いただいているところでございます。これが各市町様、米原市様、彦根市様から近江八幡市様まで、それぞれ市のところの都市計画原案というものを滋賀県のほうに原案を申し出ているところでございます。

その後、滋賀県のほうで、彦根から近江八幡まで1つにまとめたものが都市計画案として出来上がったところございまして、その都市計画案についての意見照会を今回されているというふうな認識でいただければと思います。

そういった形の中で今やっているところでございますが、ただ、この中身につきましては、前回、この4月のこの原案申出を出していただいたときに審議会に諮問諮っていただいたと思うんですけども、その時の内容とは変更はございません。そのまま申出をされて県が取りまとめて、今、下りてきているというところで、その中身が変わっているというものではありませんので、そのあたり、御了承いただければと思います。

以上でございます。

(会長)

- ・ありがとうございます。それと最後2枚の公聴会についても、前回都計審以降のやり取りとしますので、町事務局か滋賀国道さんから御説明ねがいます。

(近畿地方整備局)

- ・そしたら、私のほうから。こちらは滋賀県都市計画課様のほうでやっていただいているものでございますが、ピンクのページの次のページの公述意見に関する県の考え方というところがあるんですけども、ここ、滋賀県都市計画課様のほうで各申出のあった都市計画原案について、一度意見照会というものをかけております。それがこちらに書いてある公述申出期間というところで、5月30日から6月19日でありまして、この間、都市計画原案というものを滋賀県のホームページに掲載をした上で、何か御意見があるようであれば申出をお願いしますという形でやられているところでございます。

その結果、各都市計画区域ごとに公聴会を開催されていたところでございますが、甲良町様のところにおかれましては、甲良町にお住まいの方と豊郷町にお住まいの方、それぞれから御意見がありまして、6月24日に甲良町公民館で公聴会というものが開催されているところでございます。

こちらの左側が実際に意見のあった方からの要旨で右側のほうはこの意見に関する県の考え方とありますが、これはそのとおり滋賀県様のほうで記載されているものとなっているところでございます。

我々の立場は県ではなくて国の立場でございまして、事業の予定者になっておりますもので、こういった御意見も情報提供いただきながら、今後、事業化された後、事業を進める中でこの話も含めてちょっと考えていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

(会長)

- ・ありがとうございます。公聴会に対する県の見解とのことですが、これらも目を通しながらご議論いただければと思います。

前回都計審以降の経過を御説明いただきましたが、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。事務局さん、これら資料は事前郵送ですか。

(事務局)

- ・申し訳ございません。事前郵送はできておりません。前回からお渡ししているものとほぼ同じですので、今、御説明いただきました公聴会の資料、そのあたりについて、今追加させていただいているものでございまして、前回とほぼ変わっておりませんので、郵送のほうはさせていただいてないというのが現状でございます。

(会長)

- ・分かりました。案のところは、令和5年4月28日の第1回都計審の内容と変わらず

とのこと。あとは、先ほどの「緑の付箋のページ」と「最後のページ」の内容を追加したとのこと。

御質問、御意見等いかがでしょうか。スケジュール関係の流れについて、4ページ目の資料を御覧ください。今日の甲良町都計審の位置付けを補足します。甲良町においては、令和4年5月と令和4年9月に甲良町都計審で説明、それと地元説明もされています。で、各市町から県への原案の申出という形で行ったのが、令和5年4月28日の前回の甲良町都計審となります。それらをもとに県の原案作成と公聴会開催ということで、原案についての意見聴取とそれに対する県の見解については、先ほどの「最後のページ」のとおりです。これらと並行して、環境影響評価の関係も進められてきたと。で、今日の甲良町都計審は、第18条の関係意見聴取ということになります。この第18条の関係意見聴取については、早い市町では去年の内にやっている市町もあれば、これからという市町もあります。最終的には令和7年1月に都市計画道路としての県決定が予定されており、事業が本格的にスタートするかたちとなります。甲良町としては、前回の町都計審の原案申出に伴う附帯意見と、今回の町都計審の意見聴取が、甲良町からあげる機会にあたります。あとは県が、それら市町の附帯意見に留意して計画を進めていってほしいということになります。

(近畿地方整備局)

- ・ちょっと補足でいいですか。この18条の意見聴取の下の部分なんですけれども、これは令和7年1月、2月、3月というふうな予定で書かれているんですが、これは滋賀県様のほうで予定として記載されているものでありまして、まだこれは確定したものではございませんので、御配慮いただければと思います。

(会長)

- ・基本的に市町から意見をあげるタイミングとしては、今回が最後となります。御質問、御意見等よろしかったでしょうか。それでは、今回の意見聴取にかかる提案についてですが、事務局からはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・前回、御審議いただきまして、後ろから3枚目のとおり3点、住宅周辺を通過することから道路構造形式については、現環境に配慮して十分検討をしていただきたいという意見。また、道路計画に対しまして、圃場整備された優良農地が不整形な残地が残ることがないように農業作業の効率が低下にならないような柔軟な対応をいただきたいと。また、道路計画全般を通して、住民説明など丁寧な対応をしていただきたいということを御意見として、附帯意見をつけて、原案どおりでという形で意見のほうを述べさせていただいております。

そういった中、先ほどから御説明がありましたとおり、公聴会等で今の現段階の都市

計画決定につきましては、甲良町の真ん中を盛土でそのまま通過するような形の原案で、平面的な決定ということで御意見のほうをいただいているという状態でございますので、補足で何かまた意見の変更等がございましたら、皆様のほうで御審議をいただいで、意見を足して最終的に甲良町の意見として決定をしていく材料とさせていただきたいので、今回お願いしたところでございます。

御判断をいただくに当たりまして、環境影響評価のほうの参考資料につきましても、各市町の意見について、景観という形で、3ページ目を見ていただきますと、甲良町のこのどかな田園風景につきまして、甲良町内を高さのある構造で東西を分断する計画となっているが、町のイメージも悪くなり景観が非常に悪い、気象条件も変化すると考えられる、それを払拭するスマートな構造の検討を願うというような形でお話のほうが出ているということと、景観についても環境保全措置を講じますとありますが、家の前にバイパスが計画されている。景観どころの、目の前のバイパスの構造物しか見えない状況となるので、この環境保全措置を明確にさせていただきたいなどのほうが、都市計画ではございませんけれども、都市計画決定の権者の意見といたしまして、環境影響評価のほうで可能な範囲、できる限り回避、低減しますという御意見をいただいておりますので、それを踏まえながら何とか御意見がございましたら、再度、町決定に至るまでに皆様の御意見を参考にさせていただきたいというのが趣旨でございます。どうかよろしく願いいたします。

(会長)

- ・ありがとうございます。

事務局からは、令和5年4月28日の附帯意見についてはそのまま、また付けたいと。今回も計画内容に変更はありませんでしたので、基本的にこれら附帯意見は引き続き、甲良町から県へ意見として付けたいとのことでした。

この意見自体あるいはこれ以外のことでもけっこうです。委員さんから追加、修正すべき点等、何かございますでしょうか。

(委員F)

- ・前々回に、前回限りという図面を頂いてまして、法養寺から横関の間は高架構造になるということで伺っていたけども、ここも盛土になるということなんですか。

(近畿地方整備局)

- ・こちらのほうはまだ検討段階の絵をお示しさせてもらったものでございまして、最終的に今の都市計画原案につきましては、盛土構造で進めさせていただくような形になっております。

(委員F)

- ・甲良町は一带が盛土構造の……

(近畿地方整備局)

- ・そうですね。今の都市計画原案につきましては。ただ、附帯意見でも、道路構造形式

についてはこの附帯意見をつけさせていただくことになっておりまして、景観のお話等々言われているところもありますので、我々としまして、この都市計画の決定が終わった後に国としては事業が進んでいくというお話になりまして、そのときに測量や地質調査をした上で、この構造を決定していくことになりますので、そのときにそういった景観のお話、地域の分断のお話とかも含めて、こういった構造ができるのかというところをまた改めて関係者の皆様、また地元の皆様とも協議しながら決めていければと考えているところでございます。

ただ、都市計画原案としては、現状におきましては盛土の形でやらせていただいているというふうな形でございます。

(委員F)

- ・その構造について意見ができる場がもう甲良町ではここが最後になってしまうんですか。

(近畿地方整備局)

- ・都市計画の手續としてはこれが最後になりますね。その中でこの附帯意見をつけていただいているのではないかというふうに理解しているところでございます。

(会長)

- ・実際、盛土か高架かについて最終確定するプロセスは、どういう手続きを踏むのでしょうか。都市計画の次の、事業化の段階でどういう手続きを踏むのでしょうか。

(近畿地方整備局)

- ・まず都市計画の手續が完了した後には事業化すると。事業化した後に、まず初めにすることが測量をさせていただく。あとはその辺周辺の地質調査であったり、あとは農道であったり、用水路であったり、そういったところの確認をさせていただくと。

その上で、改めて設計をやるというふうなところでありますが、それも細かな設計になるんですけども、1つ言えば、用水路や農道のところで、分断されているところは必ず機能復旧するというようなところ。それ以外に盛土の構造部分、地質の状況とかもありますので、今の構造で問題ないかとかいうふうなところを確認、あとは見え方、そういったところはフォトモンタージュではなくて、3Dの絵であったりとか、そういったところを皆様にお示ししながら、将来、道路ができたらどんなふうになりますよというふうなところをお見せしながら、あとは構造とかを決めていくという形になります。

そういったところで、多分、100%合意というところは、お住まいの方全員100%で合意をいただくことというのはなかなか難しいところがあるかもしれませんが、一定の了承をいただいた段階で構造を決定して、用地の幅を確定して、用地買収を行い、工事に着手するというふうな流れになっておりますので、プロセスの中でいきますと、測量調査した後の設計の段階で皆様と協議をさせていただく。これ

は甲良町役場の方々とも協議をいたしますし、あとは農業委員会の皆様、または各農業をやられている皆様、また地元にお住いの皆様それぞれと、地元説明会等を通じて協議をさせてもらって、それで固めていくという流れになります。

ちょっと話が長くなりました。そこから構造を確定して工事を進めていくというような流れになります。

(会長)

- ・構造形式をふくめ具体の部分については、今の説明の通り、町との協議および地元説明、地権者協議等をもとに行うとのこと。

御質問、御意見等、ほかいかがでしょうか。

(委員 A)

- ・大型の盛土になるという構造ということで、2点聞きたいことがあるんですけど、1つ、地震ですね、地震に対してそれに対する対策とか、そこら辺は盛土はどういうような感じになるかなということと、もう1つ、雪ですね、除雪のときに、例えば、湖西の161なんかは融雪装置がついているんですけど、こっちでそういうような大型盛土になって、このぐらいの4車線の道を除雪するとき、こういう場合はどういう対策を。

(近畿地方整備局)

- ・まず、1つ目の地震のお話でございますが、そちらについては盛土だけではなくて、橋もそうなんですけれども、構造を設計するときには耐震基準というものを設けて、その基準をクリアできる構造というのをまずさせていただいているところでございます。盛土の場合は想定外の震度7とか8とか、ちょっとどういう地震が来るかは将来分からないですけども、盛土の場合であればそれが崩れた場合であっても、応急復旧ですぐに直せるというふうなところの利点はございます。そういったところで対策というものをしっかりしていこうかなというふうに思います。

もう1つの雪のお話でございます。こちらにつきましては、まず設計の基準の中でなんですけれども、地域によって雪が多く降る地域、あまり降らない地域というのを設計の中で分けていきます。

甲良町におきましては、雪が多く降る地域に分類されておりまして、まず標準的な、滋賀県でいったら南側のほうと比べると、路肩が少し広がっております。その広がった路肩に何をするかというと、除雪で雪を解けたときに一時的に堆積できる場所というのを確保するようにしているところでございます。

構造的なものでいきますと、そういったところを今設計では反映しているところでございますが、今後なんですけれども、これは設計を進めていく中でなるんですけれども、例えば坂道の部分であったりすると、例えば橋梁の坂道だと特にそうなんですけれども、凍結しやすくなりますので、車が止まってしまうというところ、あるいはそういったところには散水をつけるとか、そういったところは今後全体の道路の状況を見

ながら、どこに設置するべきかというふうなところは検討してつけていくというふうな流れになっております。

それ以上の大雪が降ってしまう、例えば3メートル、4メートルの雪が降ってしまった場合は、それは道路の構造だけではなかなか対応し切れないものがありますので、例えば除雪をする、除雪体制を強化するとか、除雪トラックとか、そういったところのものをしっかりやっていくしかないかなというふうに考えているところでございます。

(会長)

- ・ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(町長)

- ・いわゆる公聴会、以前の中にも出ているんですけど、やっぱり過疎の町と言われるうちの町なんですけども、これ以上、盛土対策で検討していただくことは分かりますが、どのような形になるのか、これを早急にもらわないと、私、町長になったわけなんですけど、一番に過疎対策を考えていますので、完全に真ん中で分担するわけですよね、これ、うちの町の。

(近畿地方整備局)

- ・真ん中を通るということですね。

(町長)

- ・路線的には私もここは異議なしで何も思っていないんですけど、やっぱり我々のニーズをしっかりとらまえていただかないと、私としてははっきりとお断りしますというぐらいの大問題にするつもりでおりますので、よくその辺を皆さんに納得していただけるように。3Dでも、いつぐらいにはこういうものは出せるのか。やっぱり皆さんに肌で感じてもらえるような解説をしていただかないと、この文章を並べただけでは私も納得しませんので、そのところを踏まえてやっていただきたい。

以上です。

(近畿地方整備局)

- ・申し訳ありません、我々も都市計画の手続が終わった後の事業化した後に本格的に着手ができるというふうな状況でございます。その中で測量とか地質の状況も踏まえた上で3Dをつくっていくというふうなプロセスになりますので、しっかりそこは来年再来年とか、明日あさってとかというわけじゃないんですけども、ゆっくりつくるわけは全くございませんので、できた段階で、また皆様にも共有させていただければと思います。

(町長)

- ・その前に、いわゆる景観的な形だけでも、先に3Dで我々に明示してくれへんかな。何もどっちで行くとか、こっちの形だったらうちの甲良町、こういう見え方し

ますよとか、橋梁だったらこういう見え方しますよという、そういうものはないんですか……。

(近畿地方整備局)

- ・そういうのを、今まさにその測量とかも含めてやっていくというふうな形になります。理想としましては、グーグルアースとあって、3Dで建物も全部写っているものがあると思うんですけど、そこにもしこの東近江の道路ができればこういうふうな見え方がありますよというのをいろんな角度から見れるような形のものをつくりたいと思っていますところでございます。

(町長)

- ・それを早急にやってほしいんですが、例えば、別に地質調査とかそんなこと関係なくとも、そういう、どっちでいったらこんなふうになるとか、そういうことをやっぱりうちの町民が見えるようにしてやってくれんと、何か私が幾らこれでいいと言いうて納得させても、やっぱり皆さん全く納得いかないと思うので、やっぱりその辺見える化をしてほしい。

(近畿地方整備局)

- ・そこはやらさせていただきます。

(会長)

- ・ありがとうございます。

第2回、令和4年9月の際に、絵は出されていませんでしたか。

(近畿地方整備局)

- ・たしか第1回か2回か、3Dの動画をお見せしたんですけども。

(会長)

- ・第1回の動画は盛土だったと思いますが、第2回のは。

(近畿地方整備局)

- ・あれはほかの事例の写真ですね。湖西道路とかそのあたりの写真を。

(会長)

- ・高架での資料は、平面図と立面図だけでしたか。

(近畿地方整備局)

- ・たしかそうだったかと思います。

(会長)

- ・パースにはなっていなかったですかね。

(近畿地方整備局)

- ・パースはほかの事例紹介という形で……。

(会長)

・分かりました。

(町長)

・私ら、見てるのは平面図しか見てないわけですね。それでは私も町民も納得せんと思いますので、やっぱり早急にそこら見せて、見える化。

(近畿地方整備局)

・はい。

(会長)

・先ほどの住民説明等ふくめ、今後いろいろな段階で、情報提供してください。よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の答申ですが、文面としては事務局から提案がありましたように、前回同様この(1)(2)(3)番を、引き続き付けるという形でよろしいでしょうか。確認します。順番は前後しますが、まず(2)番、農業関係については、この間たびたび意見が出ていました通り、農地・水路等ふくめ機能復旧等の対応への意見となります。

それから、構造形式については(1)番の通り、盛土か高架かをふくめ充分協議するという点です。

それらに際しては(3)番、住民等説明をしっかりと対応してくださいという点です。

附帯意見については市町によっては、附帯意見を全く付けていない市町もあれば、甲良町が一番附帯意見を付けている市町の1つと思います。また引き続き附帯意見を付けて、県もしっかり対応いただくという答申としたいと思います。

という提案ですが、委員の皆様いかがでしょうか。これら附帯意見を付けて答申することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(会長)

・それでは、以上の点を、滋賀県原案に対する甲良町意見とすることを、甲良町都市計画審議会の答申といたします。

ありがとうございました。

続いての議事は「その他事項」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

・項目だけつけさせていただきまして、委員の皆様から何かございましたら、お話を伺いするというので、何もなければ事務局のほうはございません。

(会長)

・せっかくの機会ですので、この8号バイパスの件に限らず、委員の皆様から何か御意

見等ございましたら御発言ねがいたいと思いますが、いかがでしょうか。

私から2点、申しあげたいと思います。

1点目は、これまでも意見があがっておりましたが、この道路計画にあわせ今後どう対応していくかが重要です。滋賀県の対応だけでなく、甲良町としての対応も重要になります。甲良町都市計画マスタープランや甲良町総合計画も、これら8号バイパス等に対応した形で計画見直しが必要となりますし、ハード事業だけでなく、産業経済とか観光とか福祉とかもふくめ、ソフトの施策も計画の見直しが必要となります。町におかれましては、県・国とも連携しながら、それら対応に取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、先ほどの答申についてはあれで結構なのですが、最後2枚の県の回答ほか、県の対応がいささか不十分だと思います。県としてしっかり説明を果たすなり、都市計画決定権者として責任を持って対応をはかる必要があると思います。そういった点もしっかり伝えていただいて、県も市町と連携して計画を進めていただきたいと思います。

ほか、委員の皆様からいかがでしょうか。

(委員H)

- ・これ、令和5年度、第2回で終わったけど、令和6年度はまだメンバーまた変わるかもしれない。どうなん。替わる可能性があるの。

(事務局)

- ・可能性はあります。一応、2年ごとで委嘱をさせていただいているんですけども、どうしても条例上の決まりでいくと、学識経験者さんは選定という形で決まっておりますので、それ以外の方については自治会の代表者、区長会の代表者、村づくり委員会の代表者とかでお願いをしてきたという経緯がありますので、メンバー的に替わる可能性があります。引き続きしてもらおうのかどうかというのは協議の中で決まっていくということになります。商工関係は商工会の会長さんと商工会に入っているということになりますので、あくまで、今回は8号線ですけれども、都市計画審議会ですので、ほかの案件、住民さんに関係あるのは、この間でいきますと、ごみ処理の施設の建設とかそのあたりとかも全て協議をしていただく場所がこちらになりますので、そういった多種多様の観光とかそのあたりについても、その関係の方から御意見をいただいて、町として最終的に決定をさせていただくという機会になりますので、可能性はあると御理解いただきたいと思います。

(会長)

- ・ほか、よろしいでしょうか。

それでは、議事は以上となります。ありがとうございました。事務局にお返しします。

(事務局)

・轟会長、ありがとうございました。

本日御審議いただきました案件につきましては、町から県のほうに審議結果を答申することといたしておりますので、皆さんの御意見を参考に、最終甲良町としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

これをもちまして、第2回の都市計画審議会を終了させていただきますので、本日は皆さんどうもありがとうございました。

(以上)